

京都市告示第 194 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成19年8月31日

京都市長 榊本頼兼

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
(医)愛和会井上整形外科医院	上京区泰童片原町652番地	平成19年7月2日
三嶋医院	左京区修学院犬塚町11番地の3	平成19年7月1日
井上医院	右京区鳴滝嵯峨園町10番地	平成19年7月1日
医療法人社団 黒田医院	伏見区墨染町689番地の1	平成19年7月2日
松木クリニック	西京区御陵鳴谷8番地の1	平成19年6月1日
いかだ皮膚科クリニック	下京区西橋詰町758番地の6 プロスペクト河原町五条202号	平成19年8月1日
市田皮ふ科クリニック	右京区西院高山寺町7番地 市田ビル1F東	平成19年7月1日
(医)桃仁会やまもと歯科医院	伏見区桃山町根来16番地の9	平成19年6月1日
水谷歯科医院	伏見区深草祓川町24番地の1	平成19年7月9日
石原歯科医院	西京区大原野上里勝山町14番地 の7	平成19年7月17日
ステーション薬局	左京区田中下柳町20番地	平成19年6月6日
あけぼの薬局上桂店	西京区上桂宮ノ後町38番地の4	平成19年6月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)